

Daiwa Institute of Research

大グル Balantin Gray Balantin G

~制度調査部情報~

2005年04月25日 全8頁

株券不発行の初歩Q&A (タンス株対応編)

制度調査部 横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.13

【要約】

2004年6月に成立した株式等決済合理化法により、上場会社の株券は2009年前半までには一斉に廃止され、株券不発行制度に移行することが予定されている。

本稿では、寄せられた質問などを基に、株券不発行制度の主にタンス株の対応に関する基礎的な事項をQ&A形式で解説する。

【目次】

- Q1:上場会社の株券が廃止された場合、タンス株はどうなるのか?
- Q2: タンス株を持っている人の場合、権利を失わないようにするためには、どのような対応が必要か?
- Q3:タンス株の証券保管振替機構への預託はいつまでできるのか?
- Q4:証券保管振替機構に預託をせずに、最後までタンス株として持っていた場合は、権利を失 うのか?
- Q5:信託銀行などに開設された特別口座に株数などのデータが記録される際に、手元に持っている株券は回収されるのか?
- Q6:権利を失うこともなく、「株券」も回収されないのであれば、タンス株を持っている株主 も、株主名簿の名義書換さえしておけば、それ以上に手続をしておく必要はないように思 われる。それとも、特別口座に入ることによって、何か不都合があるのか?
- Q7:株主は、どこの信託銀行に特別口座が開設されるのかを、どうやって知ることができるのか?
- Q8: タンス株を持っている人が、名義書換を忘れている場合は、どうなるのか?
- Q9:証券保管振替機構への預託でもなく、タンス株でもなく、証券会社に株券(本券)を保護 預かりにしている場合は、どうなるのか?
- Q10:移行のスケジュールをまとめて欲しい。

はじめに

2004年6月に成立した株式等決済合理化法により、上場会社の株券は2009年前半までには一斉に廃止され、株券不発行制度に移行することが予定されている。

本稿では、寄せられた質問などを基に、株券不発行制度の主に制度全般に関する基礎的な事項を O & A 形式で解説する¹。

Q1:上場会社の株券が廃止された場合、タンス株はどうなるのか?

A 1:

2009 年前半までの一定の期日に、全ての上場会社は、一斉・強制的に株券が廃止され、「株券不発行制度」に移行する。

「株券不発行制度」が導入されて、株券が廃止された場合、基本的に、タンス株を始めとして、 現在、既に流通している株券は全て無効となる。つまり、「紙切れ」同然になる訳である。

ただ、株券が「紙切れ」同然になったとしても、必要な手続を忘れなければ、株主としての権利までなくなる訳ではない。

Q2: タンス株を持っている人の場合、権利を失わないようにするためには、どのような対応が必要か?

A 2:

最も確実な方法は、上場会社の株券が一斉に廃止される前に、証券保管振替機構に預託を行う ことである。

証券保管振替機構に預託されている株券については、口座の間の振替によって、既に券面の受渡しを行わずに株の売買が行われている。つまり、一足早く、部分的な株券ペーパーレス化が実現している。

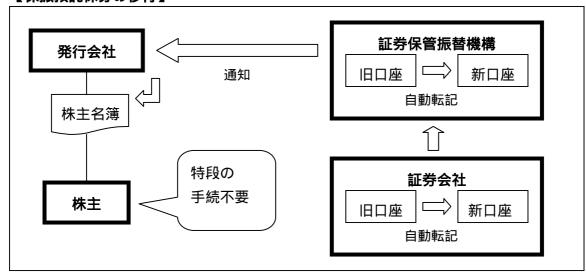
従って、株券が廃止される場合にも、これまでの証券保管振替制度に基づく口座のデータは、 自動的に新しい株式振替制度に基づく口座のデータに転記される。その記録に基づいて発行会 社に実質株主の氏名等が通知され、株主名簿の名義書換が行われて移行手続は完了する。

つまり、株主としては、特別な手続や対応を行わなくても、そのまま新制度に移行することができるのである。

¹ 本稿では、あくまで株券不発行制度に関する入門的な内容について紹介する。株券不発行制度に関する詳細については、株券ペーパーレス化レポートの別稿や、拙稿「株券ペーパーレス化と電子公告」(ダイワマーケットブリティン Vol.2、2004 年秋季号)などを参照されたい。



【保振預託株券の移行】



Q3:タンス株の証券保管振替機構への預託はいつまでできるのか?

A3:

上場会社の株券が一斉に廃止される期日の2週間前までです。

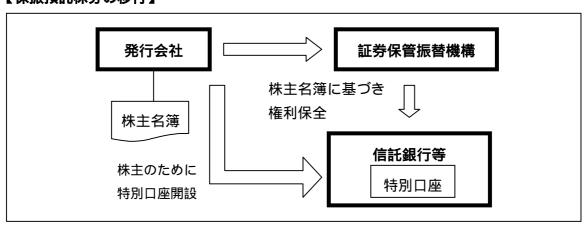
Q4:証券保管振替機構に預託をせずに、最後までタンス株として持っていた場合は、権利を 失うのか?

A4:

予め、株主名簿の名義書換を完了してあれば、権利を失うことはない。

最後まで、タンス株として残っていた株券については、次のような手続で株券不発行制度に移 行することになる。

【保振預託株券の移行】



まず、発行会社は、株主名簿に基づいて、タンス株主の権利を保全するための「特別口座」を 信託銀行などに開設する。そして、証券保管振替機構を通じて、「特別口座」に各タンス株主 が保有する株数などのデータを記録する。

その結果、タンス株主であっても、株主名簿の名義書換が完了していれば、権利は信託銀行などに開設される「特別口座」により権利は守られることとなる。

Q5:信託銀行などに開設された特別口座に株数などのデータが記録される際に、手元に持っている株券は回収されるのか?

A 5:

株券が廃止されても、発行会社には無効となった株券を回収する義務はない。特別口座が開設された信託銀行などについても同様である。また、現時点では、自主的に株券を回収する計画も特にない。

従って、株主は、無効となって手元に残った「株券」について、記念にとっておくことができる。また、古銭などと同様に「骨董品」として売買することも可能であろう。

ただ、株券不発行制度の導入によって、株式としての価値はなくなったとは言え、廃止された 時点では、自分が、株券」を保有していたのだという証拠としての価値はあるように思われる。 そのため、何かのトラブルに巻き込まれたときの備えとして、無効となった「株券」を保管し ておく、という対応も十分考えられよう(なお、Q8も参照)。

Q6:権利を失うこともなく、「株券」も回収されないのであれば、タンス株を持っている株主も、株主名簿の名義書換さえしておけば、それ以上に手続をしておく必要はないように思われる。それとも、特別口座に入ることによって、何か不都合があるのか?

A 6:

確かに、権利の保全という観点だけから言えば、株主名簿の名義書換さえしてあれば、タンス 株の株主も、特別な手続・対応が必要という訳ではない。

しかし、発行会社が信託銀行などに開設した特別口座は、あくまで暫定的なものである。その ため、特別口座を使った株式の管理は行われるが、特別口座を使った振替手続は次のように制 限される。

【「特別口座」の利用制限】

「特別口座」から他の口座への振替

同一名義人の口座 株主自身による口座移管

発行会社の口座 買取請求など

他の口座から「特別口座」への振替

発行会社による振替 買増請求など



特別口座から他の口座への振替が認められるのは、原則として、特別口座の名義人と同一の名義人の口座に振替を行う場合と、発行会社の口座に振替を行う場合に限られる。つまり、株主が自分自身で別途、証券会社などに開設した口座に移管する場合か、発行会社に単元未満株の買取請求などを行う場合を除いては、他の口座に移転できない。

同様に、他の口座から特別口座への振替も、発行会社が振替を行う場合に限られる。つまり、 発行会社に単元未満株の買増請求を行う場合などにしか利用できない。

以上のことをまとめると、株式が特別口座にある限り、株主は、原則として、株式の売却や贈与はできないということである。株主がその株式を売却・贈与したい場合には、別途、証券会社などに自分で口座を開設した上で、口座移管しなければならない。そのためには、各種の手続が必要となり、時間やコストを要することとなる。

また、「特別口座」をどこの信託銀行に開設するかということは、株主ではなく、発行会社が 決定する。つまり、個々の株主によっては、近くに支店等がないなど、手続を行う上で不便な 信託銀行に「特別口座」が開設されてしまう可能性もある。

Q7:株主は、どこの信託銀行に特別口座が開設されるのかを、どうやって知ることができる のか?

A7:

発行会社は、上場会社の株券が一斉に廃止される期日の1ヶ月前までに、「特別口座」をどの信託銀行に開設するかを公告することが義務付けられている。個別の株主に対する通知は、特に要求されていない。

従って、その時期には、保有しているタンス株の発行会社が公告を行う新聞などを小まめにチェックする必要があるだろう。公告を見逃してしまったような場合には、発行会社に直接問い合わせるなどの方法が必要なるかもしれない。

Q8:タンス株を持っている人が、名義書換を忘れている場合は、どうなるのか?

A8:

「特別口座」によるタンス株の権利保全手続は、株主名簿の記載内容に基づいて行われる。そのため、名義書換を忘れたタンス株の保有者は、「特別口座」による権利保全を受けられないこととなる。

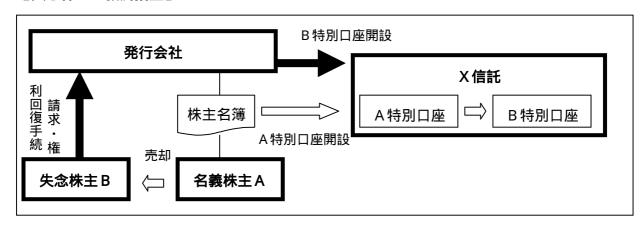
そうした事態に備えて、次のような救済措置が設けられています。

株主名簿の名義上の株主をA、実際にタンス株を持っているが名義書換を忘れた失念株主をBとする。この場合、発行会社は株主名簿の内容に基づいて手続を進めるため、信託銀行には名義株主Aの名前で「特別口座」を開設して、株式を管理することとなる。このままでは、失念株主Bの権利は保全されない。



そこで、名義書換を忘れていたBが、自分が本当の株主であることを示して、一定の手続に従って請求すれば、改めてB名義の「特別口座」が開設されて、その権利が保全される救済措置が設けられている

【失念株主の救済措置】



自分が本当の株主であることを示すためには、次のような手続が必要とされている。

【失念株主の権利回復の手続】

名義株主と失念株主が共同で請求

判決等を添付して請求

利害関係者の利害を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合

原則としては、名義株主Aと失念株主Bが共同で請求するか、裁判所の判決等をもらった上で 請求することが必要とされている。しかし、こうした方法は、現実には難しいだろう。

そこで、 の「主務省令で定める場合」に該当する特例として、移行後一定期間内であれば、 無効となった「株券」と、移行日以前に取得したことを証明できる書類を提出すれば請求でき るようにすることが検討されている。

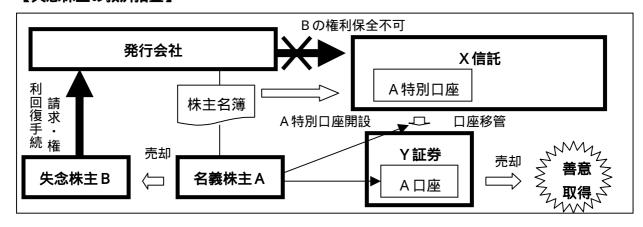
このように、問題となる株式が、名義株主Aの「特別口座」にある限りにおいては、複雑な手続は必要だが、失念株主Bも権利を取り戻せる可能性が高いと言える。しかし、仮に、悪意の名義株主Aが、自分名義の「特別口座」が開設されたことを「これ幸い」と、自分の別の口座に移管してしまった場合には大きな問題が生じる。

先程の例で、失念株主Bが手続を開始する前に、名義株主Aが、自分が別途開設した「口座」に株式を移管して、それを善意・無重過失の第三者に売却してしまったとする。このような場合、いわゆる「善意取得」により、名義書換を忘れたBは権利を失うこととなる。

もちろん、Bは名義株主Aを相手に裁判を起こして損害賠償を求める裁判を起こすことは可能だが、大変な手間や費用がかかることとなるだろう。また、仮に裁判に勝ったとしても、Aに資力がない場合などには、結局、損害賠償を受けることができないこともあり得る。



【失念株主の救済措置】

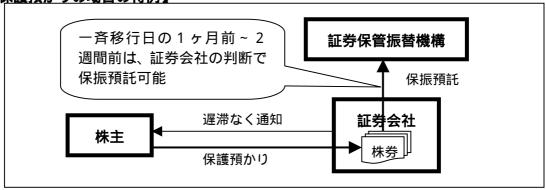


Q9:証券保管振替機構への預託でもなく、タンス株でもなく、証券会社に株券(本券)を保護預かりにしている場合は、どうなるのか?

A 9:

証券会社に保護預かりにしている株券についても、基本的には、タンス株と同じ取扱いとなる。 ただし、次のような特例措置が設けられている。





つまり、本来であれば、証券保管振替機構への預託は、顧客からの指示に基づいて証券会社が手続を進めることになる。しかし、一斉に上場会社の株券が廃止される期日の1ヶ月前から2週間前までの間については、証券会社の判断で証券保管振替機構への預託が可能となる。預託が行われた場合は、証券会社から顧客に通知が行われる。

これは、新制度への円滑な移行と、(顧客にとって)移行後もこれまでに取引のあった証券会社の窓口での取引が可能となるように設けられた特例である。

Q10:移行のスケジュールをまとめて欲しい。

A10:

【移行のタイムスケジュール】

	
1ヶ月前まで	特別口座の公告
1ヶ月~2週間前	証券会社による保振預託の特例(保護預かり分)
2週間前~前日	保振への預託・交付請求不可
一斉移行日	自動転記、名義変更(保振預託分)
	特別口座開設(タンス株分)

まず、一斉移行日の1ヶ月前までに、発行会社が特別口座に関する公告を行う。ここで、最後までタンス株を手元に置いておいた場合に、どこの信託銀行に特別口座が開設されるのかが判明する。

1ヶ月前から2週間前の間には、証券会社に保護預かりにしている株券について、証券保管振替機構への預託が進められることとなる。

2週間前になると、新たに証券保管振替機構に株券を預託したり、預託してある株券を引き出したりすることができなくなる。従って、2週間前までには、タンス株を証券保管振替機構に予め預託しておくのか、それとも手元に残すのかを判断する必要がある。

一斉移行日の当日には、予め証券保管振替機構に預託してある株券については、口座データの 自動転記や名義書換などが行われて、そのまま新制度に移行する。

タンス株については特別口座が開設されて権利保全がなされる。この時点で、タンス株の名義 書換が完了していない場合は、速やかに権利を回復するための手続を行う必要がある。

